日本国文部科学省とイスラエル王国文化・スポーツ省との スポーツ分野における協力覚書

日本国文部科学省とイスラエル王国文化・スポーツ省(以下「双方」という)は、これまでの協力を拡大し、日本とイスラエルのスポーツ分野における関係を強化することについて、関心と意思を表明する。

- 1. 既存の取り組みを基に、双方はそれぞれの目的を次のとおり表明する。
 - a. 競技スポーツ、スポーツ・フォー・オール・プログラム、パラ・スポーツ、学校体育、スポーツ医学、アンチ・ドーピング・コントロール、スポーツ施設、メガ・スポーツイベントの運営といった分野で情報、科学研究の結果、技術、専門知識、ノウハウの交換を促進する。
 - b. 専門家、コーチ、その他の職業人の相互交流を促進し、またコーチや関連する分野での他の職業的、技術的、行政的な人材を支援、訓練するために、専門職、技術者、専門家を、一方から他方に派遣する形での相互支援を提供する。
 - c. 関係機関や所管官庁にスポーツ・フォー・オール・プログラムの運営、展開、マーケ ティング戦略の知識や情報を交換するよう奨励する。
 - d. 女性のスポーツへの参加を支援するために専門知識を交換する。
 - e. 両国のスポーツ組織、クラブ、連盟のカウンターパートとの間の既存の関係や協力を 深めるよう促す。
 - f. 障がい者スポーツの支援や促進のための共同プロジェクトを実施する。
- 2. 本覚書の実行するため、双方の代表は必要に応じて会い、共同のスポーツプログラムを 実現し、フォローアップする。
- 3. 本覚書は法的拘束力を持つ文書ではなく、スポーツ分野における両国間の協力のため の一般的な枠組みであり、国際法を構成するものではなく、双方に国際的な義務を負わ せるものでもない。
- 4. 双方は、本覚書の枠組みの範囲内において相互間で交換した情報の機密性を維持する。それぞれ、情報提供を行った側の合意なしに、こうした情報を第三者に渡さない。
- 5. スポーツ代表団の交流にあたって、財政的事項は個別のケースにおいて、相互の協議によって決定される。
- 6. 本覚書の解釈又は実施において生じたいかなる課題も、両者間の相互の協議を通じて 友好的に解決される。

7. 本覚書の下での協力は、署名の日から開始する。

本覚書の下での協力は、その開始から5年継続し、その後5年間自動的に更新される。

本覚書の下での協力は、どちらか一方が書面で6か月前に通知することで本覚書終了 の意思を他方に知らせることによって、何時でも終了することができる。

本覚書に下での協力の終了は、終了時に実施されているプロジェクトや活動に影響を与えない。

東京で2017年10月3日に英語による各2通に署名される。

日本国文部科学省のために

イスラエル王国文化・スポーツ省のために